

嘆 願 條 項

- 一、團體交渉權ノ確認
- 二、鑄物工場ノ解雇者ヲ復職セラレタキ事
- 三、請負制度ヲ改善セラレタキ事
- 四、工場内ノ衛生設備ノ改善(食堂、便所)
- 五、從來無届缺勤三日ニシテ解雇セラレシモ今後壹週間ニサレタキ事
- 六、工場主ノ都合上止ムヲ得ズ職工ヲ解雇スル場合ニハ左ノ手當ヲ支給セラレ度キ事
 - イ、壹ケ年未滿ハ日給ノ百貳拾日分
 - ロ、壹ケ年以上參ケ年未滿ハ日給ノ百八拾日分
 - ハ、參ケ年以上ハ壹ケ月ニ付五日分ノ割合ヲ以テ加算スルコト
 外ニ歸國旅費トシテ妻帯者ニ五拾圓獨身者ニ參拾圓支給セラレ度キ事
- 七、日給貳圓以下ノ職工ニ對シ此際貳割増給セラレ度キ事
- 八、毎年二回定期昇給セラレ度キ事
- 九、殘業歩増ノ改正
- 十、職工往復ノ配船ヲ改善セラレタキ事
- 十一、今回ノ件ニ對シテハ犠牲者ヲ出サザル事

第貳條ノ説明

今回鑄造職工ノ解職ニ對シテハ職工側ニ何等不都合ノ行爲アラズ工場ニ於テ仕事充分アルニモ拘ハラズ不誠意ニモ解雇サレシ者ナレバ此際出來得ル限り復職サレタシ萬一復職不可